

京 都 大 学 楽 友 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前			改 正 後		
(前 略)					
別表 京都大学楽友会館施設使用料			附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。		
別表 京都大学楽友会館施設使用料			別表 京都大学楽友会館施設使用料		
施設名	面積	使用料 (1時間当たり)	施設名	面積	使用料 (1時間当たり)
1 F 会議室	7 9 m <sup>2</sup>	2,000 円	1 F 会議室	7 9 m <sup>2</sup>	2,000 円
2 F 会議・講演室	1 4 6 m <sup>2</sup>	<u>2,900 円</u>	2 F 会議・講演室	1 4 6 m <sup>2</sup>	<u>3,000 円</u>
2 F 会議室 1	2 8 m <sup>2</sup>	1,000 円	2 F 会議室 1	2 8 m <sup>2</sup>	1,000 円
2 F 会議室 2・3・4	1 9 m <sup>2</sup>	1,000 円	2 F 会議室 2・3・4	1 9 m <sup>2</sup>	1,000 円
2 F 会議室 5・6	2 5 m <sup>2</sup>	1,000 円	2 F 会議室 5・6	2 5 m <sup>2</sup>	1,000 円
(後 略)					